

平成30年4月25日

特定施設入居者生活介護事業所 各位
 認知症対応型共同生活介護事業所 各位
 施設系サービス事業所 各位

福祉保健部介護保険課長

平成30年度報酬改定に伴う身体拘束廃止未実施減算等に関する対応について

(1) 身体拘束廃止未実施減算について

当該減算について、以下のとおりの取り扱いとさせていただきますので、変更が必要な場合は別途必要な書類の提出をお願いいたします。

サービス種別	様式「介護報酬体制等状況一覧表」の変更点	既存事業所の取扱い
(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	「身体拘束廃止取組の有無」 「1. 減算型」 「2. 基準型」 が新設されました。	新たな届出がない場合は「2. 基準型」とみなします。 「1. 減算型」になる場合は、別途加算に関する届出の提出が必要です。
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	「身体拘束廃止取組」から「身体拘束廃止取組の有無」に、「1. なし」から「1. 減算型」、「2. あり」から「2. 基準型」に変更されました。	身体拘束廃止取組 「1. なし」→「1. 減算型」 「2. あり」→「2. 基準型」 へ更新します。 変更となる場合は、別途加算に関する届出の提出が必要です。

(2) その他の加算等について

- ・届出が不要な加算等でも算定要件が変更されている場合がありますので、算定にあたっては、変更後の「算定基準」等をご確認ください。
- ・算定要件を満たさないにもかかわらず届出をし、介護報酬を受け取った場合は遡って返還することとなりますので、改正された報酬告示の算定要件等を十分に確認した上で届出してください。

(担 当) 介護保険課企画係

TEL : 443-2041

FAX : 443-2076

【参 考】

●解釈通知（特定施設入居者生活介護）

（4） 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第183条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。

●解釈通知（認知症対応型共同生活介護）

（2） 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第97条第6項の記録（同条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

●解釈通知（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

（5） 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項の記録（同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

●解釈通知（地域密着型介護老人福祉施設）

(5) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第137条第5項又は第162条第5項の記録（指定地域密着型サービス基準第137条第4項又は第162条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び第137条第6項又は第162条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

●平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月22日）

【認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設】

○ 身体拘束廃止未実施減算

新たに基準に追加された体制をとるためには準備が必要であると考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

(答) 施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3ヶ月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以降の減算になる。